

(個室型店舗の避難管理)

第36条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

【予防規則】

（避難上支障がないと認められるものの適用）

第10条の4 条例第36条の3ただし書の避難上支障がないと認める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているものであること。
- (2) 個室型店舗であつて、個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅又は両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれおおむね60センチメートル以上確保できるものであること。

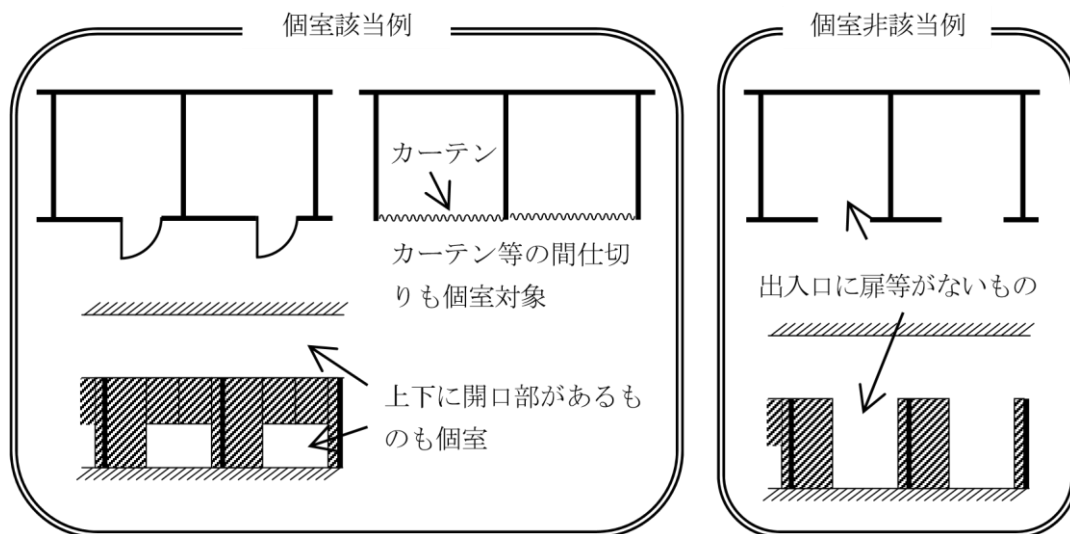
【解釈及び運用】

- 1 平成20年10月に発生した大阪市浪速区内の個室ビデオ店火災を受けて、総務省消防庁が、全国の実態調査、個室ビデオ店を想定した火災実験やシミュレーションを行い、「予防行政のあり方に関する検討会」において、カラオケボックス、インターネットカフェ、個室ビデオ等の個室型店舗の防火安全対策について検討され、取りまとめられた。その結果を踏まえて、消防法施行規則の一部が改正され、自動火災報知設備の機能強化、通路誘導灯等の対策が講じられたことに加え、当組合において、個室型店舗の更なる安全確保を図るため、外開き戸の自動閉鎖等の避難管理上の措置を講じるよう規定したものである。
- 2 本条は、個室型店舗の安全の確保を図るため、次に掲げる措置を講じることを義務付けたものである。
 - (1) 遊興個室の避難通路に面して設ける外開き戸を自動的に閉鎖する構造とし、これを適切に管理すること。
 - (2) 非常時には、直ちに個室型店舗内に避難上有効な明るさを確保すること。
 - (3) 人目に触れやすい場所に避難経路図を掲示するとともに、利用者等に対し、避難方法等について周知すること。（条例第39条の2で規定）
- 3 用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があるものであること。
- 4 「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。

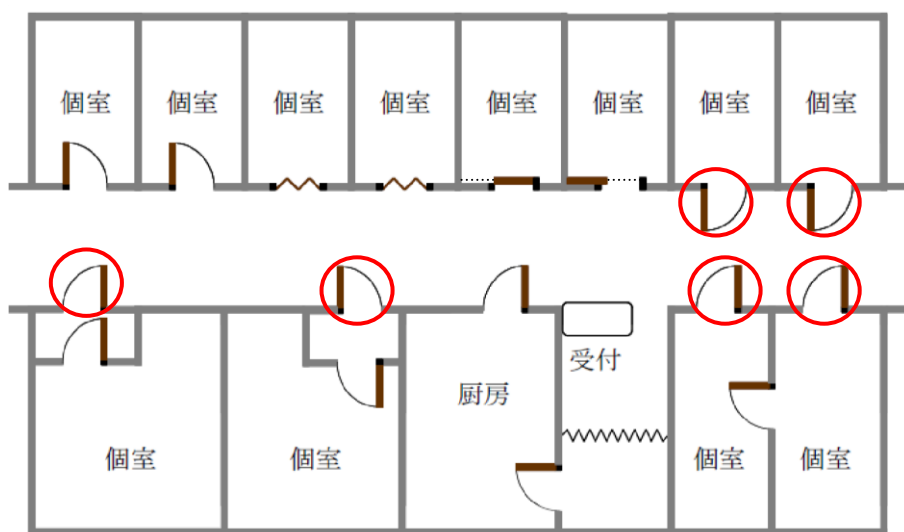
また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものであること。
- 5 「これに類する施設を含む。」とは、政令別表第1(2)項ニ中の「(これに類する施設を含む。)」と同意であり、目隠し程度のパーティションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。

例えば、床面及び天井面を除いたすべての面が、間仕切り壁、パーティション、建具、カーテン等で囲まれているもので、上下に欄間等の開口部を有するものは個室に含む。

また、出入口に扉等が設けられていないものは、「床面及び天井面を除いたすべての面が囲まれている」に該当しないため、個室ではないものである。



- 6 「外開き戸のうち、避難通路に面するもの」とは、遊興個室の出入口の扉として、外開き戸、内開き戸、引き戸、スイングドア、折戸など（カーテンやパーティションで仕切られたものを含む。）があるが、遊興の用に供する個室の出入口として避難通路に面した部分に設けられる避難通路側へ開く構造の扉を規制の対象とするものである。



○：規制の対象となる避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）

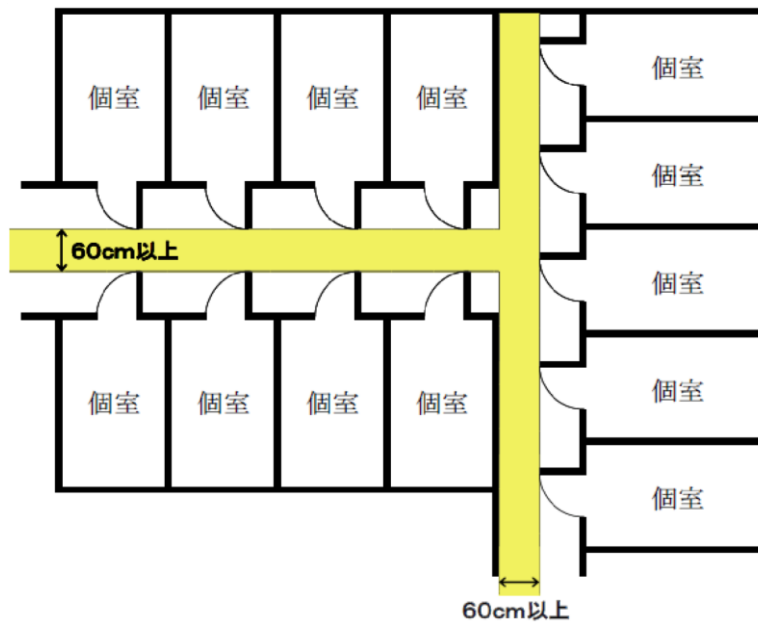
- 7 ただし書（予防規則含む。）の適用に当たっては、避難上の観点から判断することとなるものであることから、次のものが考えられること。

(1) 「それぞれおおむね 60 センチメートル以上確保」にあつては、次により指導すること。

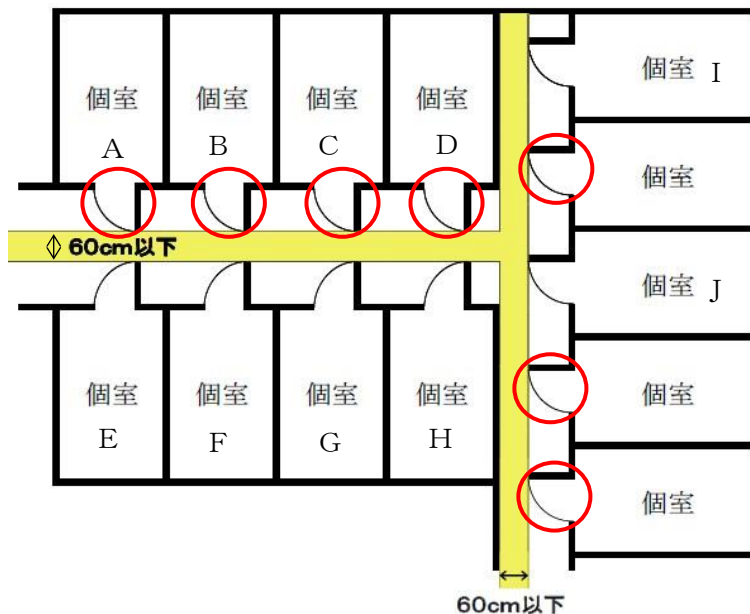
《避難に支障がないと認められる場合》

対面又は避難通路の内壁に面する個室の外開き戸が、開放されたとの状態であっても避難通路の有効幅がおおむね60cm以上確保できている場合

*おおむね60cmとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたものである。



《避難に支障がないと認められず、個室の外開き戸に自動閉鎖措置をとる必要がある場合》

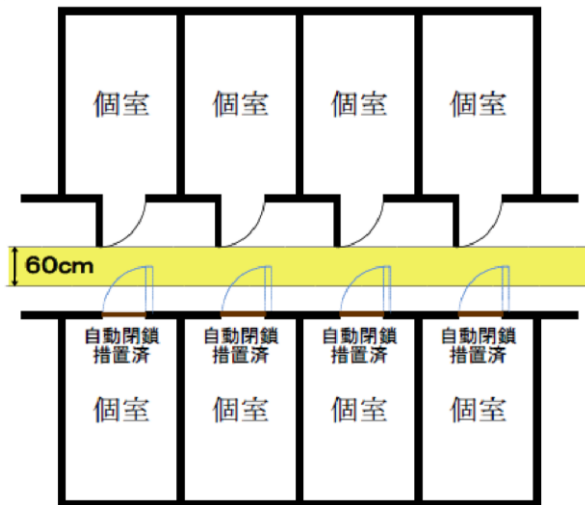


- ・個室E、F、G、Hの外開き戸は、対面する個室A、B、C、Dの外開き戸が自動閉鎖措置されることにより避難通路の有効幅が60cm以上確保されているもの
- ・個室Iの外開き戸は、開放されたとの状態であっても他の個室の客の避難障害とならないもの
- ・個室Jの外開き戸は、開放されたとの状態で、他の扉や通路の壁等との間に60cm以上の有効幅員が確保されているもの

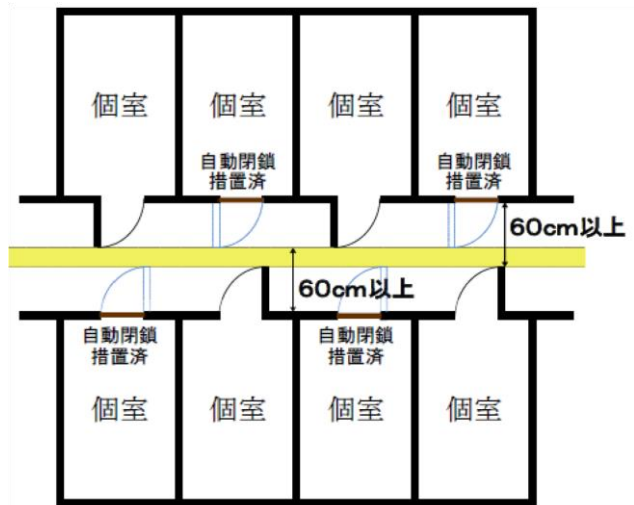
○：自動閉鎖措置が必要な外開き戸

- (2) 遊興の用に供する個室の避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）を自動的に閉鎖する構造とする場合にあっては、できる限り避難通路の有効幅員が直線状に確保されるよう指導すること。

《有効な措置例》



《有効性に欠ける措置例》



- 8 個室型店舗以外の政令別表第1に掲げる防火対象物であって、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについても、本条は適用されるものであること。